

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8462-21:2025

規格名：家庭用及びこれに類する用途の固定電気設備の電気アクセサリ用のボックス及びエンクロージャー第 21 部：懸架手段を備えたボックス及びエンクロージャに対する個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二条 第一項	安全原則	電気用品は、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないよう設計されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条4 箇条11 箇条12 12.2 12.2.1 12.2.3.1	<p>箇条4 一般要求事項 (JIS C 8462-1 (以下、第1部) の規定による。)</p> <p>ボックス及びエンクロージャは、通常の使用状態で性能に信頼性があり、安全設計のガイドラインで定義している安全で許容可能なリスクを最小限にするように設計・製造しなければならない。</p> <p>箇条11 接地の準備 11.3 7.1.2によって分類する取外し可能な面をもつボックス及びエンクロージャ 7.1.2によって分類する取外し可能な面をもつボックス及びエンクロージャは、1か所以上のねじで固定し電気的に接続する構造でなければならない。（第1部の規定による。）</p> <p>箇条12 構造 12.2 蓋、カバー、カバープレート又はそれらの部品 12.2.1 一般 感電保護のための蓋、カバー、カバープレート、保護膜などの部品は、効果的に適切に配置しなければならない。 (第1部の規定による。)</p> <p>12.2.3.1 一般</p>	
第二条 第二項	安全原則	電気用品は、当該電気用品の安全性を確保するため、形状が正しく設計され、組立てが良好で、かつ、動作が円滑であるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	11.3		

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8462-21:2025

規格名：家庭用及びこれに類する用途の固定電気設備の電気アクセサリ用のボックス及びエンクロージャー第21部：懸架手段を備えたボックス及びエンクロージャに対する個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
			12.6	非ねじ式固定の蓋、カバー又はカバープレートの取付けができるボックス又はエンクロージャは、工具、鍵及びねじを使用せずに取り付けられる構造でなければならぬ。(第1部の規定による。) 12.6 可とうケーブル以外の用途の入口をもったボックス及びエンクロージャ 規定で分類するボックス及びエンクロージャの入口開口部には、電線の機械的保護を目的として次のいずれか又は両方の導入が可能でなければならない。 — ボックス又はエンクロージャに接続する電線管又は適切な附属品 — ケーブル保護カバー (第1部の規定による。)		
第三条 第一項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前条の原則を踏まえ、危険な状態の発生を防止するとともに、発生時における被害を軽減する安全機能を有するよう設計されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条4	箇条4 一般要求事項(第1部の規定による。) ボックス及びエンクロージャは、通常の使用状態で性能に信頼性があり、安全設計のガイドラインで定義している安全で許容可能なリスクを最小限にするように設計・製造しなければならない。	
第三条 第二項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前項の規定による措置のみによってはその安全性の確保が困難であると	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当		第1部の第三条第2項に該当する規定によるほか、次による。	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8462-21:2025

規格名：家庭用及びこれに類する用途の固定電気設備の電気アクセサリ用のボックス及びエンクロージャー第21部：懸架手段を備えたボックス及びエンクロージャに対する個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
		認められるときは、当該電気用品の安全性を確保するために必要な情報及び使用上の注意について、当該電気用品又はこれに付属する取扱説明書等への表示又は記載がされるものとする。		箇条8 8.1	箇条8 表示 8.1 次の表示を追加しなければならない。 k) 懸架可能な質量（キログラム単位）	
第四条	供用期間中に おける安全機能の維持	電気用品は、当該電気用品に通常想定される供用期間中、安全機能が維持される構造であるものとする。	■該当 □非該当	箇条15 15.101	第1部の第四条に該当する規定によるほか、次による。 箇条15 機械的強度 15.101 懸架手段をもつボックス及びエンクロージャ 懸架手段をもつボックス及びエンクロージャは、通常の使用において生じる熱的及び機械的ストレスに耐えなければならない。	
第五条	使用者及び使 用場所を考慮 した安全設計	電気用品は、想定される使用者及び使用される場所を考慮し、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	■該当 □非該当	箇条13 13.3 13.3.1	箇条13 耐劣化性並びに固形物の侵入及び水の有害な浸入に対する保護 13.3 水の有害な浸入に対する保護 13.3.1 IPX0よりも高い保護等級をもつエンクロージャは、公表するIPコードの保護等級に従った水の有害な浸入に対する保護を備えなければならない。（第1部の規定による。）	
第六条	耐熱性等を有 する部品及び	電気用品には、当該電気用品に通常想定される使用環境に応じた適切な耐熱性、絶縁	■該当 □非該当	箇条11 11.4	箇条11 接地の準備 11.4 接地端子ねじ	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8462-21:2025

規格名：家庭用及びこれに類する用途の固定電気設備の電気アクセサリ用のボックス及びエンクロージャー第21部：懸架手段を備えたボックス及びエンクロージャに対する個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
	材料の使用	性等を有する部品及び材料が使用されるものとする。		箇条13 13.1 13.1.1	ボックス及びエンクロージャとともに提供又は一体となっている接地端子のねじは、規定するトルクを加えたとき、すり減ってはならない。（第1部の規定による。） 箇条13 耐劣化性並びに固体物の侵入及び水の有害な浸入に対する保護 13.1 耐劣化性 13.1.1 絶縁材及び複合素材でできたボックス、エンクロージャ、グランド、グロメット及び取り外し可能な膜は、劣化しないものでなければならない。（第1部の規定による。）	
第七条 第1号	感電に対する 保護	電気用品には、使用場所の状況及び電圧に応じ、感電のおそれがないように、次に掲げる措置が講じられるものとする。 一 危険な充電部への人の接触を防ぐとともに、必要に応じて、接近に対しても適切に保護すること。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条10	第1部の第七条第1号に該当する規定によるほか、次による。 箇条10 感電保護 ボックス又はエンクロージャの内部に取り付けられる懸架手段の導電部は、次のいずれかでなければならない。 一 適切な絶縁ライニングの試験に適合する内部絶縁層によって保護する。 二 電気的導電部又は充電部に接触しないように配置する。	
第七条	感電に対する	二 接触電流は、人体に影響を及ぼさない	<input checked="" type="checkbox"/> 該当		第1部の第七条第2号に該当する規定によるほか、次によ	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8462-21:2025

規格名：家庭用及びこれに類する用途の固定電気設備の電気アクセサリ用のボックス及びエンクロージャー第21部：懸架手段を備えたボックス及びエンクロージャに対する個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二号	保護	ようく抑制されていること。	<input type="checkbox"/> 非該当	箇条10	る。 箇条10 感電保護 ボックス又はエンクロージャの内部に取り付けられる懸架手段の導電部は、次のいずれかでなければならない。 —通常使用状態で取り付けたとき、規定の要求事項を満たす接地手段に確実に接続されること。	
第八条	絶縁性能の保持	電気用品は、通常の使用状態において受け るおそれがある内外からの作用を考慮し、 かつ、使用場所の状況に応じ、絶縁性能が保 たれるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条14 14.1	箇条14 絶縁抵抗及び耐電圧 14.1.7.1.1、7.1.3及び7.1.4によって分類するボックス及びエ ンクロージャの絶縁抵抗及び耐電圧は、十分でなければ ならない。（第1部の規定による。）	
第九条	火災の危険源 からの保護	電気用品には、発火によって人体に危害を 及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれが ないように、発火する温度に達しない構造 の採用、難燃性の部品及び材料の使用その 他の措置が講じられるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条18	箇条18 異常温度及び炎に対する絶縁材の耐性 電気的熱ストレスにさらされるおそれがある絶縁材の部 分及びその劣化が安全性を損なうおそれがある絶縁材の 部分は、異常な熱及び火災によって過度の影響を受けて はならない。（第1部の規定による。）	
第十条	火傷の防止	電気用品には、通常の使用状態において、人 体に危害を及ぼすおそれがある温度となら ないこと、発熱部が容易に露出しないこと 等の火傷を防止するための設計その他の措 置が講じられるものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	当該製品は、電 線及び充電部を 保護する製品 で、製品に電気 を流さないこと

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8462-21:2025

規格名：家庭用及びこれに類する用途の固定電気設備の電気アクセサリ用のボックス及びエンクロージャー第21部：懸架手段を備えたボックス及びエンクロージャに対する個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
						から、温度上昇がなく、火傷のおそれがないため、非該当が妥当と考える。
第十一條 第 1 項	機械的危険源による危害の防止	電気用品には、それ自体が有する不安定性による転倒、可動部又は鋭利な角への接触等によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、適切な設計その他の措置が講じられるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条12 12.1	箇条12 構造 12.1 一般 ボックス及びエンクロージャには、シャープエッジがあってはならない。製品を使用するときに通線する部分又は部品接続する部分に、過度な障害又はシャープエッジがないように、内面のモールドラインからばりを除去しなければならない。（第1部の規定による。）	
第十一條 第 2 項	機械的危険源による危害の防止	2 電気用品には、通常起こり得る外部からの機械的作用によって生じる危険源によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、必要な強度を持つ設計その他の措置が講じられるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条15 15.101	第1部の第十一條第2項に該当する規定によるほか、次による。 箇条15 機械的強度 15.101 懸架手段をもつボックス及びエンクロージャ 懸架手段をもつボックス及びエンクロージャは、通常の使用において生じる熱的及び機械的ストレスに耐えなければならない。	
第十二条	化学的危険源	電気用品は、当該電気用品に含まれる化学	<input checked="" type="checkbox"/> 該当	箇条4	箇条4 一般要求事項（第1部の規定による。）	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8462-21:2025

規格名：家庭用及びこれに類する用途の固定電気設備の電気アクセサリ用のボックス及びエンクロージャー第21部：懸架手段を備えたボックス及びエンクロージャに対する個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
	による危害又は損傷の防止	物質が流出し、又は溶出することにより、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input type="checkbox"/> 非該当		ボックス及びエンクロージャは、通常の使用状態で性能に信頼性があり、安全設計のガイドラインで定義している安全で許容可能なリスクを最小限にするように設計・製造しなければならない。	
第十三条	電気用品から発せられる電磁波による危害の防止	電気用品は、人体に危害を及ぼすおそれのある電磁波が、外部に発生しないように措置されているものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	当該製品は、一般的に人体に危害を及ぼすおそれのある電磁波が外部に発生しないため、非該当が妥当と考える。
第十四条	使用方法を考慮した安全設計	電気用品は、当該電気用品に通常想定される無監視状態での運転においても、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条4	箇条4 一般要求事項（第1部の規定による。） ボックス及びエンクロージャは、通常の使用状態で性能に信頼性があり、安全設計のガイドラインで定義している安全で許容可能なリスクを最小限にするように設計・製造しなければならない。	
第十五条 第1項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	当該製品は、一般的に、不意な始動によって人

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8462-21:2025

規格名：家庭用及びこれに類する用途の固定電気設備の電気アクセサリ用のボックス及びエンクロージャー第21部：懸架手段を備えたボックス及びエンクロージャに対する個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
						体に危害を及ぼし又は物件に損傷を与えるおそれがないため、非該当が妥当と考える。
第十五条 第2項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、動作が中断し、又は停止したときは、再始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	当該製品は、一般的に、不意な再始動によって人体に危害を及ぼし又は物件に損傷を与えるおそれがないため、非該当が妥当と考える。
第十五条 第3項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な動作の停止によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	当該製品は、一般的に、不意な停止によって人体に危害を及ぼし又は物件に損

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8462-21:2025

規格名：家庭用及びこれに類する用途の固定電気設備の電気アクセサリ用のボックス及びエンクロージャー第21部：懸架手段を備えたボックス及びエンクロージャに対する個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
						傷を与えるおそれがないため、非該当が妥当と考える。
第十六条	保護協調及び組合せ	電気用品は、当該電気用品を接続する配電系統や組み合わせる他の電気用品を考慮し、異常な電流に対する安全装置が確実に作動するよう安全装置の作動特性を設定するとともに、安全装置が作動するまでの間、回路が異常な電流に耐えることができるものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	当該製品は、電気を流さないため、非該当が妥当と考える。
第十七条	電磁的妨害に対する耐性	電気用品は、電気的、磁気的又は電磁的妨害により、安全機能に障害が生じることを防止する構造であるものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	当該製品は、一般的に電気的、磁気的又は電磁的妨害により、安全機能に障害が生じることはないと想定される。

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8462-21:2025

規格名：家庭用及びこれに類する用途の固定電気設備の電気アクセサリ用のボックス及びエンクロージャー第21部：懸架手段を備えたボックス及びエンクロージャに対する個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十八条	雑音の強さ	電気用品は、通常の使用状態において、放送受信及び電気通信の機能に障害を及ぼす雑音を発生するおそれがないものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	当該製品は、一般的に放送受信及び電気通信の機能に障害を及ぼす雑音を発生するおそれがないため、非該当が妥当と考える。
第十九条	表示等（一般）	電気用品は、安全上必要な情報及び使用上の注意（家庭用品品質表示法（昭和三十七年法律第百四号）によるものを除く。）を、見やすい箇所に容易に消えない方法で表示されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条8 8.1 8.2	箇条8 表示 8.1 ボックス及びエンクロージャには、次の項目を表示しなければならない。 — IPコードは、エンクロージャを通常の使用状態に取り付けて配線したときに容易に識別できるエンクロージャの外側に表示する。（第1部の規定による。） 8.2 ボックス及びエンクロージャへの表示は、耐久性があり、容易に読み取れなければならない。（第1部の規定による。）	
第二十条 第一号	表示等（長期 使用製品安全）	次の各号に掲げる製品の表示は、前条の規定によるほか、当該各号に定めるところに	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	扇風機及び換気扇は、当該規格

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8462-21:2025

規格名：家庭用及びこれに類する用途の固定電気設備の電気アクセサリ用のボックス及びエンクロージャー第21部：懸架手段を備えたボックス及びエンクロージャに対する個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
	表示制度による表示)	<p>よる。</p> <p>一 扇風機及び換気扇（産業用のもの又は電気乾燥機（電熱装置を有する浴室用のものに限り、毛髪乾燥機を除く。）の機能を兼ねる換気扇を除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年</p> <p>(ロ) 設計上の標準使用期間（消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）第三十二条の三第一項第一号に規定する設計標準使用期間をいう。以下同じ。）</p> <p>(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。</p>				の適用範囲に含まれないため、非該当が妥当と考える。
第二十条 第 2 号	表示等（長期使用製品安全表示制度によ	二 電気冷房機（産業用のものを除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	電気冷房機は、当該規格の適用範囲に含まれな

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8462-21:2025

規格名：家庭用及びこれに類する用途の固定電気設備の電気アクセサリ用のボックス及びエンクロージャー第21部：懸架手段を備えたボックス及びエンクロージャに対する個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
	る表示)	項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。				いため、非該当が妥当と考える。
第二十条 第 3 号	表示等（長期 使用製品安全 表示制度によ る表示）	三 電気洗濯機（産業用のもの及び乾燥装 置を有するものを除く。）及び電気脱水機 (電気洗濯機と一体となっているものに限 り、産業用のものを除く。) 機器本体の見 やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易 に消えない方法で、次に掲げる事項を表示 すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用 すると、経年劣化による発火、けが等の事故 に至るおそれがある旨。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	電気洗濯機及び 電気脱水機は、 当該規格の適用 範囲に含まれな いため、非該当 が妥当と考え る。
第二十条 第 4 号	表示等（長期 使用製品安全	四 テレビジョン受信機（ブラウン管のも のに限り、産業用のものを除く。) 機器本	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	テレビジョン受 信機は、当該規

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8462-21:2025

規格名：家庭用及びこれに類する用途の固定電気設備の電気アクセサリ用のボックス及びエンクロージャー第21部：懸架手段を備えたボックス及びエンクロージャに対する個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
項目	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
	表示制度による表示)	体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。				格の適用範囲に含まれないため、非該当が妥当と考える。